

岡山市公共施設等総合管理計画

個別施設計画

(幼稚園、保育所、認定こども園)

令和2年	1月	策定
令和4年	2月	変更
令和5年	2月	変更
令和6年	2月	変更
令和7年	2月	変更

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部
こども園推進課・幼保運営課

目 次

第1章	個別施設計画策定の目的及び位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画の背景	
2	計画の目的と位置付け	
第2章	計画期間及び施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	計画期間	
2	対象施設	
3	現状を踏まえた課題	
第3章	施設マネジメントの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1	施設整備及び改修の基本的方針	
2	施設配置の最適化の類型ごとの方針	
3	入園児数の少ない施設の対応	
第4章	施設の整備計画及び対策費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1	公立幼保連携型認定こども園の整備と改修の実施計画	
2	認定こども園に移行する以外の幼稚園及び保育所	
第5章	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

(参考1) 変更履歴

(参考2) 用語の定義と解説

第1章 個別施設計画策定の目的及び位置付け

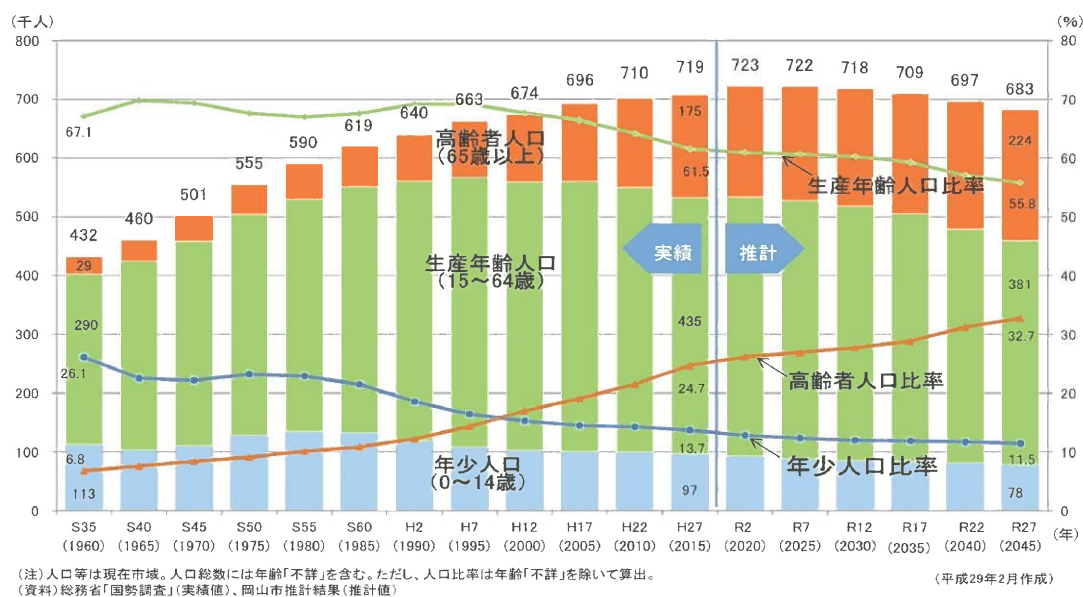
1 計画の背景

(1) 人口の推移と将来推計

岡山市の総人口は、令和2（2020）年の72万3千人をピークに減少に転じ、令和27（2045）年には68万3千人となり、平成27（2015）年からの30年間で約3万6千人減少する見通しです。

その間、生産年齢人口比率（15歳～64歳人口の比率）と年少人口比率（0歳～14歳人口）は低下し続ける見通しです。

(図1) 岡山市の人口の推移と将来推計・人口構成比の見通し



出典：岡山市子ども・子育て支援プラン 2020

(2) 就学前教育・保育をめぐる環境の変化

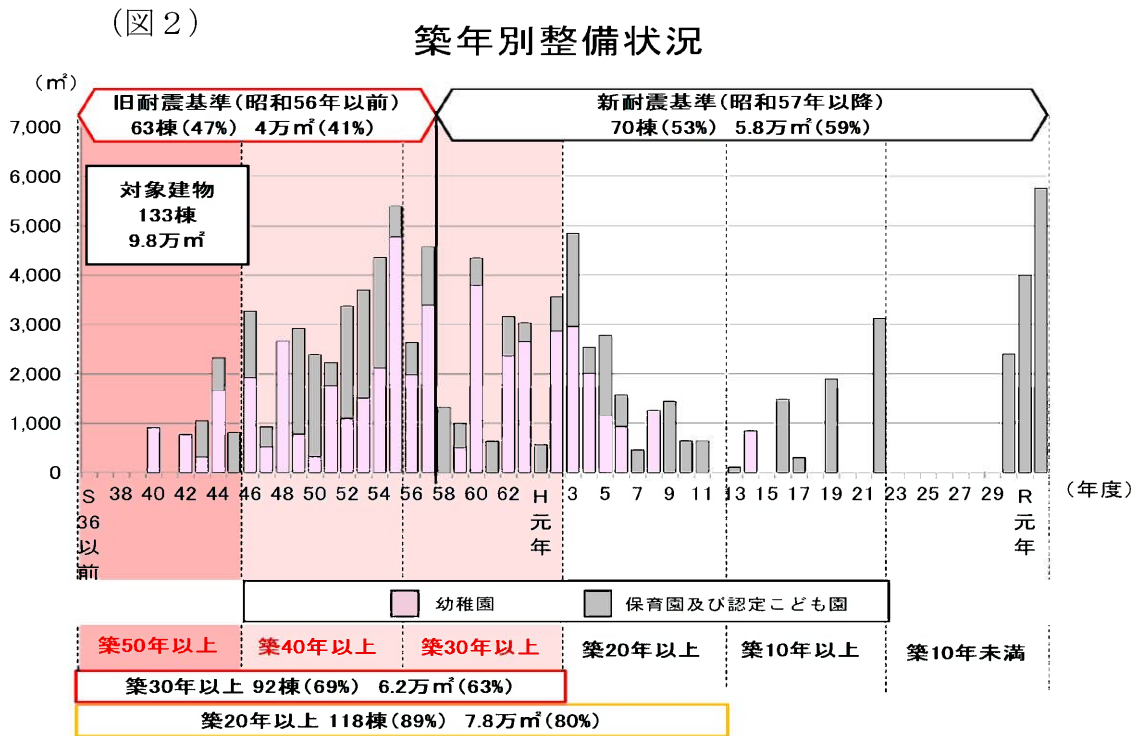
女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加や核家族化の進行により保育利用の申込者が増加するとともに、一時預かりや延長保育等のニーズが多様化しています。

また、入園児数が少ない施設（幼稚園：20人以下の「小規模園」、10人以下の「過小規模園」、保育所では、「年間を通じて定員に達していない保育所」）も生じています。就学前の子どもは、集団の中で社会性を培い心豊かに成長するため、多くの友だちと関わる大切であるとされており、一定の集団を維持することが必要不可欠であるという幼児教育の観点から、対応を早急に検討する必要があります。

さらに、共働き家庭の増加や核家族化の進行に加えて、地域における人間関係の希薄化が進行しており、子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域社会全体で子育てを支える環境づくりが求められています。

(3) 施設の老朽化

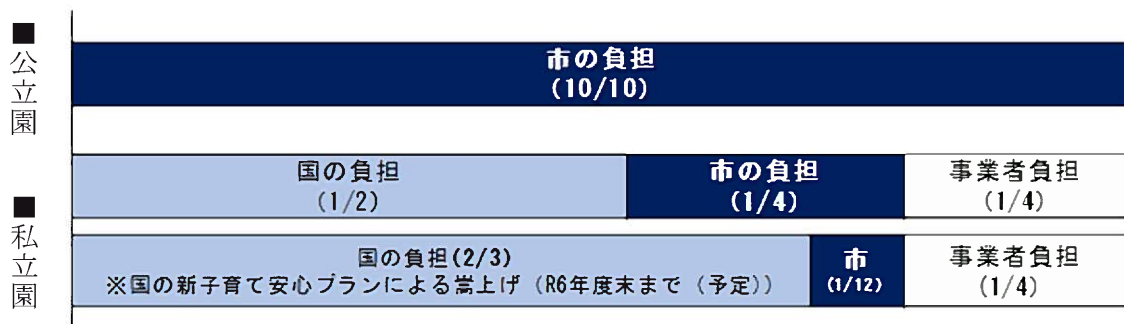
岡山市の幼稚園及び保育所は、現在、築30年以上の建物が、棟数では全体の69%、床面積では全体の63%を占めており老朽化が進んでいます。



(4) 市の財政状況

市の財政状況は、少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増加や市有施設の老朽化対策等に多額の経費が見込まれるとともに、就学前教育・保育施設においては、施設建築費等が公私において差がある状況です。

(図3) 保育所・認定こども園の整備費の公民比較イメージ



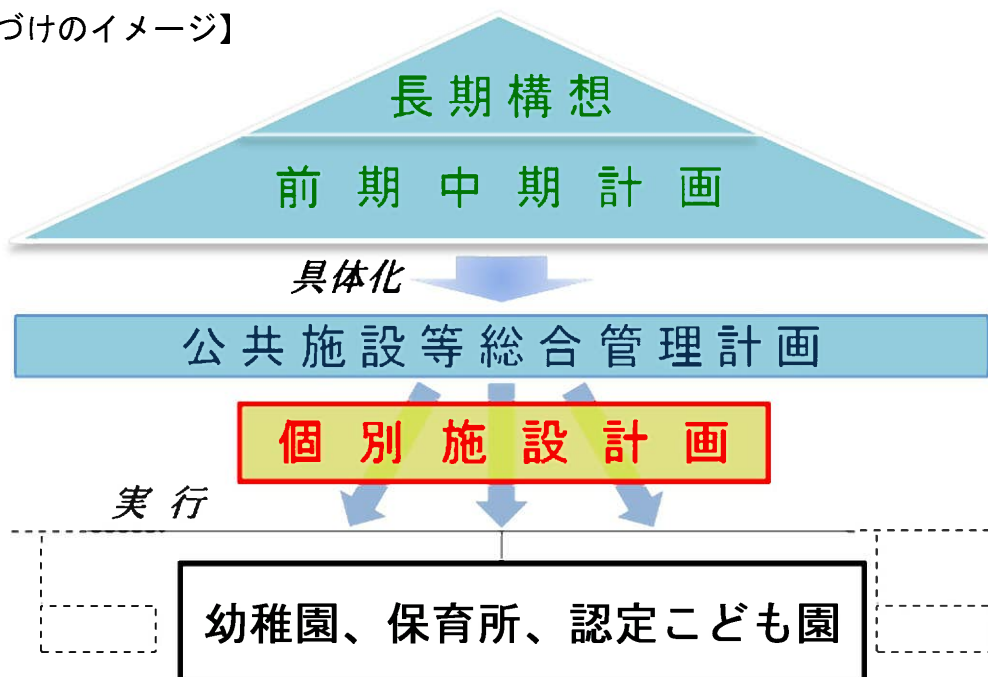
※「市の負担」部分について、市債に係る後年度の償還金において交付税措置がされる場合があります。

2 計画の目的と位置付け

「岡山市公共施設等総合管理計画個別施設計画（幼稚園、保育所、認定こども園）」（以下「本計画」という。）は、岡山市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を踏まえた幼稚園、保育所及び認定こども園に係る個別施設計画であり、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を実現することにより、将来にわたり、安定的に良質な就学前教育・保育を提供し続けることを目的として策定するものです。

また、施設整備の方針については、「岡山市の就学前教育・保育の在り方（平成24年12月策定）」及び「施設配置の最適化における公立施設の整備等の進め方（平成28年3月策定）」を踏まえて策定します。

【位置づけのイメージ】



※「文部科学省インフラ長寿化計画（行動計画）」及び「厚生労働省インフラ長寿命計画（行動計画）」における個別施設計画にも該当します。

第2章 計画期間及び施設の概要

1 計画期間

上位計画である総合管理計画（平成28（2016）年度から令和7（2025）年度）にあわせ、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間の計画期間とします。以降は、進捗状況や社会情勢も踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 対象施設

本計画における対象施設は、岡山っ子育成局が所管する幼稚園53園、保育所39園、認定こども園16園（休廃園施設を含む）とします。

○対象施設一覧

令和2年5月1日現在

教育・保育提供区域	中学校区	施設名称	主たる構造(※1)	建築年月	経過年数(年)	延床面積(m ²)	入園児数(人)	備考 (令和2年5月2日以降の変更)
中央1	岡輝	岡南認定こども園	RC1	S43.7	52	740	181	
			RC2	S45.8	50	818		
		清輝保育園	RC2	S53.4	42	862	95	
中央2	御南	今認定こども園	S2	R2.3	1	2,005	183	
中央3	吉備	吉備西幼稚園	S1	H14.1	19	848	51	
		吉備東幼稚園	S1	S44.12	51	1,263	136	
		陵南幼稚園	RC2	S63.3	33	1,392	100	R3.4～公立認定こども園
中央4	桑田	大元幼稚園	RC2	S49.7	46	1,183	76	R6.4～民営化
		鹿田認定こども園	S3	R2.3	1	2,500	298	
中央5	石井	石井幼稚園	RC2	S42.3	54	1,080	12	
		三門幼稚園	RC2	S46.8	49	1,322	53	
		三門保育園	RC2	S50.11	45	854	113	
		巖井保育園	RC2	S47.5	48	1,067	106	
		大野幼稚園	RC2	S48.3	48	935	35	
中央6	岡山中央	南方岡山中央認定こども園	S3	H22.3	11	2,441	222	
	岡北	牧石幼稚園	RC1	S62.3	34	546	11	
		牟佐保育園	RC2	S49.11	46	661	90	
		御野幼稚園	RC2	S54.2	42	1,497	68	
		津島保育園	S1	S61.3	35	632	98	
北1	京山	伊島認定こども園	S3	H31.3	2	2,090	185	

教育・保育提供区域	中学校区	施設名称	主たる構造(※1)	建築年月	経過年数(年)	延床面積(m ²)	入園児数(人)	備考 (令和2年5月2日以降の変更)	
北2	香和	野谷幼稚園	RC2	H3.6	29	561	5	R5.4～公立認定こども園	
		野谷保育園	RC2	S60.3	36	560	63		
		横井幼稚園	RC2	H4.8	28	1,162	71		
		横井保育園	RC2	H1.3	32	559	71		
		富原保育園	RC2	S51.5	44	483	57		
北3	御津	御津金川認定こども園	RC1	H16.3	17	1,488	143		
		五城保育園	RC1	S52.4	43	813	休園中		
		御津南保育園	RC2	S54.3	42	804	73		
		宇垣保育園	RC1	S59.3	37	487	48		
北4	建部	福渡保育園	W1	H5.3	28	385	29		
		福渡第二保育園	RC2	S49.3	47	582	休園中		
		建部認定こども園	S1	H22.3	11	687	64		
		竹枝保育園	W1	H5.3	28	274	16	R5.4.1～休園	
北5	中山	中山認定こども園	S1	S55.3	41	625	188	R4.4.1～休園 R6.3.31 廃止	
			RC2	H3.3	30	1,243			
		緑保育園	W1	H11.2	22	623	99		
		平津幼稚園	RC2	H2.3	31	847	8		
		桃丘幼稚園	RC2	H2.2	31	1,155	28		
		馬屋下幼稚園	W1	H6.3	27	470	14		
北6	足守	足守幼稚園	W1	H6.3	27	459	19		
		大井保育園	S1	S54.3	42	603	63		
	高松	鯉山幼稚園	RC1	S62.3	34	557	36		
		吉備津保育園	RC1	S49.5	46	442	62		
		加茂幼稚園	RC2	S57.2	39	858	21		
		庄内幼稚園	RC2	S56.2	40	1,324	41	R4.4～公立認定こども園	
		庄内保育園	RC2	H3.3	30	652	118		
中1	操山	三勲幼稚園	RC2	S46.2	50	1,084	70		
		宇野認定こども園	S3	R1.12	1	1,914	208		
			S2	H17.3	16	304			
浜保育園	RC2	S46.4	49	695	110				
中2	高島	旭竜認定こども園	S3	R2.3	1	1,265	195		
			RC2	H7.3	26	323			
中3	東山	旭東幼稚園	RC1	S55.7	40	905	9		
		旭東保育園	RC2	S53.6	42	918	128		
		平井幼稚園	RC2	S55.8	40	1,149	80		
		平井保育園	RC2	S57.7	38	765	129		

教育・保育提供区域	中学校区	施設名称	主たる構造(※1)	建築年月	経過年数(年)	延床面積(m ²)	入園児数(人)	備考 (令和2年5月2日以降の変更)	
中4	竜操	竜之口幼稚園	RC2	S62.2	34	1,191	27	R6.4～民営化	
		幡多幼稚園	RC2	S57.2	39	1,395	124		
		財田幼稚園	RC2	S44.2	52	958	38		
		財田保育園	RC2	S44.4	51	687	120		
		乙多見保育園	RC2	S49.3	47	526	83		
		神下保育園	RC2	S50.7	45	512	64		
中5	富山	富山幼稚園	RC1	S53.3	43	1,118	82		
		旭操幼稚園	RC2	S60.2	36	1,344	29		
	操南	操南幼稚園	RC2	S48.2	48	957	54		
		操明幼稚園	RC1	H8.3	25	1,263	59		
東1	瀬戸	千種認定こども園	RC2	S50.3	46	846	115		
東2	旭東	可知幼稚園	RC2	S51.6	44	1,345	48	R3.4～民営化	
		可知保育園	R6.7.31までリースプレハブ園舎				575		74
		古都幼稚園	R3.3.31までリースプレハブ園舎				430		22
		芥子山幼稚園	RC2	S60.3	36	1,443	74		
東3	山南	大宮幼稚園	RC1	S59.3	37	409	休園中	R4.3.31廃止	
		宿毛保育園	RC1	S53.3	43	456	53	143	
		太伯認定こども園	RC2	S58.3	38	820			
			RC2	S58.6	37	498			
		幸島幼稚園	RC1	S55.7	40	568	10	R3.4.1～休園 R4.3.31廃止	
		朝日幼稚園	RC1	S61.2	35	430	休園中	R4.3.31廃止	
東4	上道	角山幼稚園	RC1	H5.3	28	473	1	R3.4.1～休園	
		御休幼稚園	RC1	H3.10	29	445	7	R4.4.1～休園	
		浮田幼稚園	RC2	H3.3	30	856	21	R3.4～民営化	
		平島幼稚園	RC2	H2.2	31	860	27		
東5	上南	開成幼稚園	RC1	S59.3	37	500	8	R6.4～公立認定こども園	
		政田幼稚園	W1	H5.12	27	667	9		
	西大寺	西大寺南幼稚園	RC2	H4.6	28	847	13	R6.4～民営化	
		金岡保育園	RC2	S56.3	40	659	92		
		西大寺幼稚園	RC1	S60.2	36	1,207	66	R6.4～民営化	
		西大寺保育園	RC2	S52.9	43	1,289	184		
		豊幼稚園	RC1	H3.3	30	450	15		
		豊保育園	RC2	S46.3	50	686	82		
雄神幼稚園	RC2	S51.10	44	718	4	R4.4.1～休園			
西1	妹尾	妹尾幼稚園	RC2	S56.3	40	998	77	R4.4～公立認定こども園	
	福田	福田幼稚園	RC2	H3.6	29	1,153	86		

教育・保育提供区域	中学校区	施設名称	主たる構造(※1)	建築年月	経過年数(年)	延床面積(m ²)	入園児数(人)	備考 (令和2年5月2日以降の変更)
西2	興除	曾根保育園	S1	H4.3	29	527	83	
		興除認定こども園	S1	S62.3	34	797	171	
			S2	H30.3	3	462		
		興除東保育園	RC1	S54.3	42	796	103	
東畦保育園	W1	H6.3	27	638	112			
西3	藤田	都保育園	W1	H10.3	23	636	105	
		錦認定こども園	S1	H5.3	28	948	169	
			W1	H30.3	3	252		
六区保育園	RC2	H2.3	31	702	101			
西4	灘崎	灘崎認定こども園	S1	H19.3	14	1,895	195	
		七区保育園	RC1	S57.2	39	619	65	
		彦崎保育園	RC1	H9.3	24	1,342	126	
南1	芳泉	浦安幼稚園	RC2	S52.3	44	1,091	46	R6.4～公立認定こども園
		芳泉幼稚園	RC2	S55.11	40	1,805	100	
南2	芳田	芳田幼稚園	RC1	S40.5	55	1,149	37	
		芳明幼稚園	RC2	S63.3	33	1,260	37	
南3	福浜	平福幼稚園	RC2	S57.3	39	1,139	50	
		平福保育園	S1	S52.6	43	991	150	
		福浜幼稚園	RC2	S54.3	42	1,263	52	
南4	光南台	甲浦認定こども園	S2	H30.12	2	1,691	139	
		小串幼稚園	RC1	S57.3	39	335	休園中	
		小串保育園	S1	S63.3	33	378	32	
	福南	南輝保育園	RC2	S50.10	45	843	146	

※1 RC：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造

「1」：平屋、「2」：2階建て、「3」：3階建て

3 現状を踏まえた課題

人口減少社会の進展や施設の老朽化の状況、及び就学前教育・保育をめぐる環境の変化を踏まえ、施設の適正配置を進める必要があります。

また、施設維持管理の現状としては、不具合への事後保全を中心とした老朽化対策であり、施設の長寿命化の観点からの管理が行われていないことから、計画的な改修や長寿命化を進め、更新費の縮減や平準化を図る必要があります。

さらに、施設の改築や改修の際は、入所児童の多様な行動や動線に配慮した設計を心掛けるとともに、機能性と安全性を兼ね備えた建材や設備仕様等を取り入れ、多様な学習・保育内容に対応する必要があります。

第3章 施設マネジメントの方針

1 施設整備及び改修の基本的方針

岡山市公共施設等総合管理計画の基本方針

- ①将来世代へ引き継ぐ施設機能の検討と安全安心の確保
- ②施設の複合化・多機能化、総量の適正化及び相互利用の促進
- ③民間活力の導入による公民連携（PPP）のより一層の推進
- ④情報公開と地域住民等との情報共有

岡山市公共施設等総合管理計画の施設類型ごとの方針

- 【幼稚園、保育所、認定こども園】
- ・中学校区（36区域）ごとに1園の公立幼保連携型認定こども園の整備を進めます。
 - ・保育所又は幼稚園のうち認定こども園に移行するもの以外の施設については、区域内での人口バランスなど地域事情を踏まえつつ、民間移管等の施設配置の適正化を進めます。

個別施設計画（幼稚園、保育所、認定こども園）の基本方針

- （1）公としての役割（セーフティネット、岡山型一貫教育・地域との連携のかなめ）を担う公立施設は、中学校区（36区域）ごとに1園ずつ公立幼保連携型認定こども園として整備します。整備後の老朽化対策は、これまでの「事後保全」に加え、中長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」により施設の長寿命化を図ります。
- （2）認定こども園に移行する以外の幼稚園及び保育所は、区域内での人口バランスなど地域事情や地域の声も踏まえて、民間移管や廃止を含めて検討します。民間移管及び統廃合が実施されるまでの間、入園児童の安全安心な生活に支障がある場合は「随時修繕」を行います。

2 施設配置の最適化の類型ごとの方針

公立認定こども園の移行及び民間移管、統廃合を進める際の基本的な方針は、認定こども園への移行（公立、民間移管ともに）及び廃園については、原則、中学校区単位で一体的に行うこととします。

具体的には、公立認定こども園の移行、民間移管及び廃園について、同一中学校区内にある公立幼稚園、保育所について同時期に協議を進めるとともに、可能な限り、公立、民間移管ともに幼稚園と保育所の統合による移行を進めます。

ただし、同一中学校区内にある幼稚園、保育所の施設数が極端に少ない場合は、複数の中学校区を一つの単位にして一体的に進めます。

○公立認定こども園及び候補園一覧

令和6年12月末現在

中学校区	整備済	候補園（整備中を含む）※
岡輝	岡南認定こども園	
御南	今認定こども園	
吉備	陵南認定こども園	
桑田	鹿田認定こども園	
石井		巖井保育園
岡山中央	南方岡山中央認定こども園	
岡北		御野幼稚園・津島保育園・牧石幼稚園
京山	伊島認定こども園	
香和	野谷認定こども園	
御津	御津金川認定こども園	
建部	建部認定こども園	
中山	中山認定こども園	
足守		足守幼稚園・大井保育園
高松	庄内認定こども園	
操山	宇野認定こども園	
高島	旭竜認定こども園	
東山		旭東保育園・旭東幼稚園
竜操		幡多幼稚園
富山		富山幼稚園
操南		操南幼稚園
瀬戸	千種認定こども園	
旭東		芥子山幼稚園・可知保育園・可知幼稚園
山南	太伯認定こども園	
上道		平島幼稚園
上南	政田開成認定こども園	

中学校区	整備済	候補園（整備中を含む）※
西大寺		西大寺幼稚園・西大寺保育園
妹尾	妹尾認定こども園	
福田		福田幼稚園
興除	興除認定こども園	
藤田	錦認定こども園	
灘崎	灘崎認定こども園	
芳泉	浦安芳泉認定こども園	
芳田		芳田幼稚園
福浜		福浜幼稚園・平福保育園
光南台	甲浦認定こども園	
福南		南輝保育園

※ 複数の園名を記載：複数施設を統合し認定こども園を整備

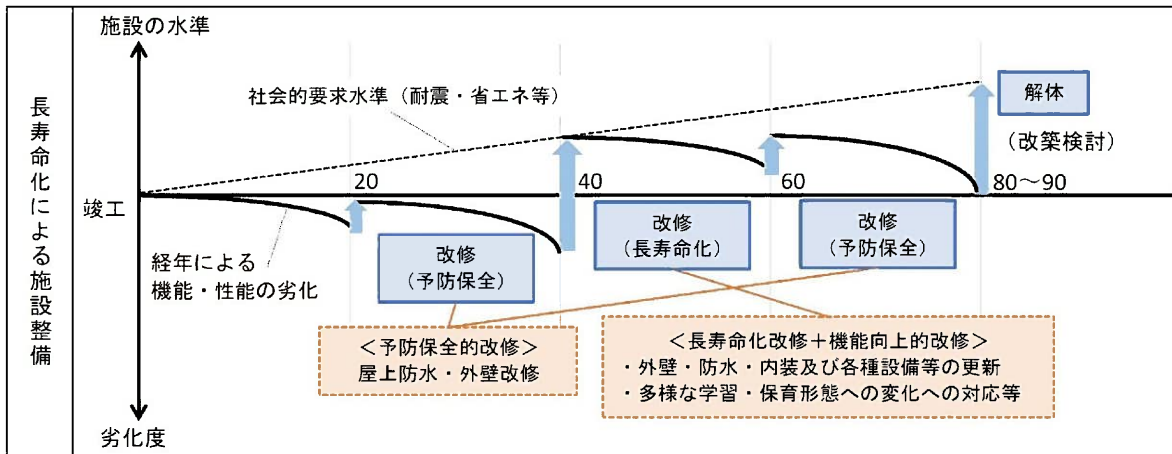
- (1) 公立認定こども園の候補園である幼稚園及び保育所（公立認定こども園の整備）
公立認定こども園の整備は、既存施設及び敷地活用を基本とし、候補園が複数あり、いずれの施設においても整備が困難な場合は、2つ以上の園を統合する場合に限り、新たな適地での新設整備も含めて検討します。
整備にあたっては、改築の場合と長寿命化と既存園舎改修を併せて行う場合の費用比較及び幼児教育・保育機能を考慮して整備方法を判断することとします。

(2) 公立認定こども園（整備済の施設の長寿命化）

従来の不具合への事後保全や改築を中心とした老朽化対策から、機能・性能の保持・回復を図る予防保全と改修による施設整備へ転換することとし、以下のような場合を除き、原則、長寿命化改修を行うこととします。

- ・鉄筋コンクリートの劣化が激しく、改修に多額の費用がかかるため、改築した方が経済的に望ましい施設
- ・コンクリート強度が著しく低い施設
- ・基礎の多くの部分で鉄筋が腐食している施設
- ・敷地環境の安全性が欠如している施設
- ・建物の配置に問題があり、改修によっては適切な教育・保育環境を確保できない施設

○目標使用年数、改修周期の設定



(3) 認定こども園に移行する以外の幼稚園及び保育所

認定こども園に移行する以外の幼稚園及び保育所は、区域内での人口バランスなど地域事情や地域の声も踏まえて、民間移管や廃止を含めて検討します。民間移管及び統廃合が実施されるまでの間、入園児童の安全安心な生活に支障がある場合は随時修繕を行います。

3 入園児数の少ない施設の対応

就学前教育・保育は、生活を通して幼児が多くの子と関わることで、自分から興味をもって活動し、充実感や満足感を味わうという体験が重視されていることから、良質な就学前教育・保育環境を提供するため、少子化の進展や地理的環境、地域の就学前の子どもの数と施設の受け入れ可能人数のバランス等を考え、地域の実情等に配慮しながら、施設の統廃合を図ります。

第4章 施設の整備計画及び対策費用

1 公立幼保連携型認定こども園の整備と改修の実施計画

(1) 公立認定こども園整備の実施計画

公立認定こども園の整備の順位付けは、2つ以上の施設を統合し機能集約ができる施設や中学校区単位で公立認定こども園整備と民間移管等が一体的に整備できる施設のうち、地域関係者や保護者等の理解が得られた施設から、財政運営の健全性を確保した上で整備を進めるものとします。

整備方法については、改築の場合と長寿命化と既存園舎改修を併せて行う場合の費用比較及び改修後に園庭が適切に確保できるか、安全管理がしやすい配置・構造になっているか等、最適な幼児教育・保育機能の確保について検証し判断することとします。

○計画期間中（令和2年度から令和7年度）の実施計画（民間移管を含む）

※令和6年12月末現在で整備方針が決定しているもの

教育・保育提供区域	中学校区	施設名称	内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	(参考) R8年度以降		
中央3	吉備	陵南幼稚園	・公立認定こども園 (保育所機能を追加)		R3.4開園済							
中央4	桑田	大元幼稚園	・民間移管（幼保連携型認定こども園）			● 園舎解体	■ 園舎建設（事業者）	R6.4民間移管済				
中央6	岡北	牧石幼稚園	・公立認定こども園 (左記の3園を統合し御野幼稚園を改築し移行)									
		御野幼稚園					● 園舎解体	● 園舎整備	R9.4開園予定			
		津島保育園										
		傘佐保育園		・民間移管（幼保連携型認定こども園）				● 事業者募集	■ 園舎建設（事業者）	R9.4民間移管予定		
北2	香和	野谷幼稚園	・公立認定こども園 (左記の2園を統合し保育園で移行)	R2年度末休園					● 園舎整備		R10.4開園(新園舎)予定	
		野谷保育園				● 修繕	R5.4開園済		・移行後幼稚園を改築し新園舎を整備 ・新園舎整備後保育園舎を解体			
北5	中山	桃丘幼稚園	・民間移管（幼保連携型認定こども園）				● 事業者募集	■ 園舎改修（事業者）	R8.4民間移管予定			
		馬塚下幼稚園	・民間移管（幼保連携型認定こども園）				● 事業者募集	■ 園舎改修（事業者）	R7.4民間移管予定			
北6	足守	足守幼稚園	・公立認定こども園 (左記の2園を統合し、保育園で移行)									
		大井保育園							R7.4開園予定	● 園舎整備	R11.4開園(新園舎)予定	
	高松	庄内幼稚園		・公立認定こども園 (左記の2園を統合し、幼稚園を増築し移行)			R4.4開園済					
		庄内保育園										
		加茂幼稚園	・民間移管（幼保連携型認定こども園）				● 事業者募集	● 園舎解体	■ 園舎建設（事業者）	R7.4民間移管予定		

教育・保育提供区域	中学校区	施設名称	内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	(参考) R8年度以降	
中3	東山	平井幼稚園	・民間移管（左記の2園を統合し幼保連携型認定こども園）					●事業者募集	●園舎解体	■園舎建設（事業者） R10.4民間移管予定	
		平井保育園									
中4	竜操	財田幼稚園	・民間移管（左記4園を統合し幼保連携型認定こども園）		■園舎建設（事業者） （学区内公有地）	R6.4民間移管済					
		財田保育園									
		乙多見保育園									
		神下保育園									
		幡多幼稚園	・公立認定こども園（保育所機能を付加）					●園舎整備	R8.4開園予定		
中5	操南	旭操幼稚園	・民間移管（幼保連携型認定こども園）					●事業者募集	■園舎改修（事業者）	R8.4民間移管予定	
		操南幼稚園	・公立認定こども園（保育所機能を付加）						●園舎整備	R11.4開園予定	
東1	瀬戸	千種認定こども園	・千種幼稚園と万富保育園を統合した公立認定こども園を移転新築			R3.4開園済（新園舎）					
東2	旭東	古都幼稚園	・民間移管（幼保連携型認定こども園）		R3.4民間移管済						
		芥子山幼稚園	・公立認定こども園（左記3園を統合し、芥子山幼稚園を改築し移行）						●園舎整備	R12.4開園予定	
		可知幼稚園									
		可知保育園									
東4	上道	浮田幼稚園	・民間移管（幼保連携型認定こども園）		R3.4民間移管済						
		平島幼稚園	・公立こども園（保育所機能を追加）						●園舎整備	R12.4開園予定	
東5	上南	開成幼稚園	・公立認定こども園（左記の2園を統合するとともに保育機能を付加し政田幼稚園を改築し移行）								
		政田幼稚園					●園舎解体 ●園舎整備	R6.4開園済			
	西大寺	西大寺幼稚園	・公立認定こども園（西大寺幼稚園と西大寺保育園を統合し幼稚園を改築し移行）						●園舎解体 ●園舎整備	R7.4開園予定	
		西大寺保育園						●園舎解体			
		雄神幼稚園			R3年度末休園					R6年度末廃止予定	
		西大寺南幼稚園	・民間移管（左記の2園を統合し幼保連携型認定こども園）					●園舎解体 ■園舎建設（事業者）	R6.4民間移管済		
		金岡保育園									
		豊幼稚園	・民間移管（左記の2園を統合し幼保連携型認定こども園）					●園舎解体 ■園舎建設（事業者）	R6.4民間移管済		
		豊保育園									
		西1	妹尾	妹尾幼稚園	・公立認定こども園（保育所機能を付加）			R4.4開園済			
西3	藤田	六区保育園	・民間移管（幼保連携型認定こども園）				●事業者募集	●園舎解体 ■園舎建設（事業者）	R8.4民間移管予定		
西4	灘崎	彦崎保育園	・民間移管（幼保連携型認定こども園）				●事業者募集		R8.4民間移管予定		

教育・保育提供区域	中学校区	施設名称	内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	(参考) R8年度以降
南1	芳泉	浦安幼稚園	・公立認定こども園 (左記の2園を統合するとともに保育機能を付加)					●園舎整備 (中間地点付近)	R6.4開園済	
		芳泉幼稚園								
南2	芳田	芳田幼稚園	・公立認定こども園 (保育所機能を付加)					●園舎整備		R10.4開園予定
		芳明幼稚園	・民間移管(幼保連携型認定こども園)				●事業者募集			
南3	福浜	平福幼稚園	・民間移管(幼保連携型認定こども園)					平福学区内には、平福保育園が福浜幼稚園と統合し公立こども園へ移行後(R10.4～)、民間移管による私立こども園を整備予定		
		平福保育園	・公立認定こども園 (左記の2園を統合し、福浜幼稚園を改築し移行)							
		福浜幼稚園					●園舎整備			
南4	福南	南輝保育園	・公立認定こども園 (幼稚園機能を付加)					●園舎整備 (学区内公有地)		R9.4開園予定

施設の整備については、上記の順位付けを行い、地域関係者や保護者等の理解が得られた施設から整備します。

(2) 公立認定こども園(整備済の施設)の長寿命化改修の実施計画

整備済みの公立認定こども園の長寿命化改修の順位付けは、施設マネジメントの方針に基づき整備の検討を進めるものとします。

整備方法は、棟ごとに築後20～40年及び築後60～80年時に屋上防水、外壁改修を中心とした予防保全的改修、築後40～60年時に長寿命化改修を行いつつ、原則、築80～90年時に解体及び改築の検討を行うこととします。

長寿命化改修の概要は、外壁・防水・内装及び各種設備等の更新など全面的な改修を行うこととします。

長寿命化改修工事においては、単に原状回復の工事にとどまらず、多様な学習・保育内容や学習・保育形態の変化に対応できるよう機能向上も合わせて行い、工事による騒音、振動、粉塵による児童の心身の影響を最小限にとどめるよう努めることとします。

なお、長寿命化改修に影響を及ぼす恐れのある劣化等が発見された場合は、随時修繕を行います。

○長寿命化改修の実施計画

施設名称	改修内容	計画年度
興除認定こども園	予防保全改修	令和5年度～令和6年度
陵南認定こども園	予防保全改修	令和7年度～令和8年度

【参考】

公立認定こども園の長寿命化によるコスト削減効果額（令和2年度～30年間）

※公立こども園16施設のうちR2.4.1時点で築20年を超える9棟で試算。

（単位：百万円）

築年数 (R2.4.1時点)	棟数	延床面積 (㎡)	従来型 (築後50年経過時に改築をする場合)	長寿命化型 (既存棟を予防保全的改修、長寿命化改修により80年以上使用する場合)	コスト削減 効果額
40年～	3	2,492	1,302	868	△ 434
30～39年	4	3,048	1,549	1,035	△ 514
20～29年	2	1,273	643	430	△ 213
計	9	6,813	3,494	2,333	△ 1,161

(3) 対策費用

実施財源としては、活用可能な起債、交付金、補助金など、より有利な財源を優先し検討することとします。

(4) 計画期間中（令和2年度～令和7年度）の実施計画による延床面積の削減率

令和2年度当初（※）	令和7年度末（※）	削減率
103,895 ㎡	96,404 ㎡	7.29%

※本計画の対象施設の延床面積の合計

2 認定こども園に移行する以外の幼稚園及び保育所

認定こども園に移行する以外の幼稚園及び保育所は、区域内での人口バランスなど地域事情や地域の声も踏まえ、民間移管や廃止を含めて検討します。

民間移管については、事業者の参入の意向などを反映させた選定基準に基づき、民間移管を優先的に行う園の順位付け作業を行い、優先度が高い上位グループ（20施設程度）を中心に、地域関係者や保護者等で構成された地域の協議会において民間移管の方向性が確認できた施設から整備を進めます。

(1) 民間移管における既存園舎の利用について

民間移管後の建物及び設備の利用等については移管先法人と協議します。

移管先法人が建物及び設備を使用しない場合は、当該建物及び設備は、岡山市において取り壊すものとしします。

なお、予防的保全改修の対象期間である築後 20～40 年の施設で、幼児教育・保育機能の低下が予想される場合は、岡山市による建物及び設備の取り壊しを検討します。

(2) 入園児数の減少による休園について

入園児数の減少等により適正な規模の集団が確保できない施設は、在園児の状況を考慮しつつ、下記基準を目安として休園を検討します。

なお、休園にあたっては、地域関係者や保護者等に対し丁寧な説明を行います。

【休園の基準】

- ・入園児数が 10 人以下で今後も増える見込みがない過小規模幼稚園は休園とする。

第5章 推進体制

本計画の推進については、次のような体制で行うものとします。

実施内容	担当部署
・ 公立認定こども園整備に関すること ・ 民間移管に関すること	こども園推進課
・ 長寿命化改修に関すること ・ 入園児数の少ない施設に関すること	幼保運営課

なお、整備・改修等にあたっては、施設管理者や都市整備局と連携を図りながら進めます。

(参考1) 変更履歴

令和2年11月 策定

令和4年2月 変更

(変更内容) 第4章 施設の整備計画及び対策費用中、計画期間中の実施計画に、地域関係者や保護者等の一定の理解が得られた施設の整備等を追加。

令和5年2月 変更

(変更内容) 第3章 施設マネジメントの方針中、「2 施設配置の最適化の類型ごとの方針」を修正。

第4章 施設の整備計画及び対策費用中、計画期間中の実施計画に、地域関係者や保護者等の一定の理解が得られた施設の整備等を追加。

令和6年2月 変更

(変更内容) 第2章 計画期間及び施設概要中、対象施設一覧の表に備考欄を追加。
第3章 施設マネジメントの方針中、「2 施設配置の最適化の類型ごとの方針」を修正。

第4章 施設の整備計画及び対策費用中、計画期間中の実施計画に、地域関係者や保護者等の一定の理解が得られた施設の整備等を追加。

令和7年2月 変更

(変更内容) 第2章 計画期間及び施設概要中、対象施設一覧の表の備考欄を修正。
第3章 施設マネジメントの方針中、「2 施設配置の最適化の類型ごとの方針」を修正。

第4章 施設の整備計画及び対策費用中、計画期間中の実施計画に、地域関係者や保護者等の一定の理解が得られた施設の整備等を追加。
長寿命化改修の実施計画に、施設を追加。

(参考2) 用語の定義と解説

出典：学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き（文部科学省）

長寿命化	建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすこと。	
保全	建物や設備が完成してから取り壊すまでの間、その性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けること。保全のための手段として、点検・診断、改修等がある。	
	予防保全	損傷が軽微である早期段階から、機能・性能の保持・回復を図るために修繕等を行う予防的な保全のこと。なお、あらかじめ周期を決めて計画的に修繕等を行う保全のことを「計画保全」という。
	事後保全	老朽化による不具合が生じた後に修繕等を行う、事後的な保全のこと。
維持管理	建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新を行うこと。	
更新	既存の建物や設備を新しく改めること。建物の場合は「改築」と同義。	
改築	老朽化により構造上危険な状態にあつたり、教育上、著しく不適當な状態にあつたりする既存の建物を建て替えること。	
改修	経年劣化した建物の部分又は全体の原状回復を図る工事や、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げる工事を行うこと。	
	修繕	経年劣化した建物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。
	長寿命化改修	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと。